報道資料

「地方農政事務所が実施する業務に関する行政評価・監視」

＜評価・監視結果に基づく通知＞

（概　要）

「行政評価・監視」は、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

九州管区行政評価局は、今回、標記の行政評価・監視結果を取りまとめ、平成１７年２月１８日、九州農政局に通知します。

平成１７年２月

総務省　九州管区行政評価局

所在地：福岡市博多区博多駅東２－１１－１

電　話：０９２－４３１－７０８１（代）

ＦＡＸ：０９２－４３１－８５９２

地方農政事務所が実施する業務に関する行政評価・監視の結果

【要旨】

九州管区行政評価局（局長：田代喜啓）は、管内の佐賀行政評価事務所及び大分行政評価事務所を動員して、平成１６年８月から１１月にかけて、九州農政局とその出先機関である福岡農政事務所、佐賀農政事務所及び大分農政事務所並びに農産物検査機関、生鮮食品の小売店舗等を調査した結果を踏まえて、１７年２月１８日、九州農政局に対し地方農政事務所の業務改善を通知

※　この行政評価・監視は、当局が企画・調査したもので、この種のテーマでは全国で初めてのもの

○　農産物検査法に基づき農産物（米麦）の検査を行なう登録検査機関には検査証印の管理が不適切、検査台帳の不備、誤記入など不適切な業務運営がみられ、登録検査機関が自ら行う内部監査も不十分。登録検査機関に対する地方農政事務所の監査、指導等は不十分であり、監査、巡回指導の効果的実施、内部監査の充実指導が必要

○　当局が調査した３０店舗のうち２１店舗（７０％）で、商品の一部に品質表示基準に基づく原産地等の表示が欠落している状況がみられたので、小売店舗に対して、品質表示制度について、より一層、周知、指導を徹底する必要

○　ガソリンの購入、清掃業務委託等に当たって、競争入札を行なっていないなど契約業務が不適切な例もみられることから、契約業務の適正な実施

第１　実施の目的

○　平成１５年７月１日、地域に密着して食品のリスク管理業務、主要食糧（米麦）に関する業務等を展開するため、食糧事務所を改編して地方農政事務所が設置された

○　近年、「食」の安全・安心に対する消費者の関心が高まってきているが、米の品質表示に関し、米袋に銘柄、精米年月日の不適正な表示を行なう例が多発し、また農産物検査員による米穀の産地・品種・銘柄の不適正な検査証明も発覚する等の状況がみられる

○　この評価・監視は、食品の安全及び食糧の安定供給の確保を図る等の観点から、改編後の地方農政事務所における食品に係る消費・安全業務、主要食糧に係る業務等及び管理業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施

第２　実施時期等

１　実施時期：平成１６年８月～１１月

２　対象機関：九州農政局、福岡農政事務所、佐賀農政事務所、大分農政事務所
登録検査機関（９）、生鮮食品等小売店舗（３０）など

第３　調査担当局所

九州管区行政評価局、佐賀行政評価事務所、大分行政評価事務所

第４　通知年月日等

１　調査結果通知日：平成１７年２月１８日

２　調査結果通知先：九州農政局

第５　調査結果の概要

別紙のとおり

お問合せ先

第二部第２評価監視官室
西田、黒田
TEL：092-431-7081

（別紙）

調　査　結　果　の　概　要

1　農産物検査法に基づく登録検査機関における業務の適正化

〔制度の概要〕

・　農産物検査を実施することにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与

・　農産物（米穀）検査では、種類、生産年度、銘柄（産地品種)、品位等の検査を行い、これらの検査証明は、包装表面等に表示

・　農産物検査は、これまで、国が一元的に実施してきたが、平成１２年の法改正により、その実施主体を国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に変更し，国は、規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や民間検査機関の指導・監督等を実施

・　地方農政事務所は、登録検査機関に対し毎年度１回の監査を実施するとともに、登録検査機関の検査場所に対し、概ね、毎年度２回以上，巡回指導を実施

・　平成１６年８月末現在の登録検査機関は、福岡農政事務所管内は３３機関、佐賀農政事務所管内は２０機関、大分農政事務所管内は２４機関

〔調査結果〕

ア　登録検査機関における業務の実施状況

調査対象農政事務所管内の登録検査機関（９機関）を抽出し、平成 15 年度を中心として業務の実施状況をみると、次のような不適切な事例がみられた。

①　等級証印について管理簿を作成しておらず、等級証印の管理が不適切（１登録検査機関）

②　検査請求者別検査台帳が未作成、検査結果を検査台帳に未記載、検査台帳に品種、検査数量、検査日等を誤記、検査台帳（平成 13 年度）の未保存など、帳簿の記載等が不適切（７登録検査機関）

③　検査請求書（平成 14 年度）の未保存、検査請求日の未記載など、検査請求書の管理等が不適切（３登録検査機関）

④　銘柄名を誤って検査証明欄に記載、産地の証明が出来ない品種について産地名を削除していない、検査年月日を誤記、検査員認印が不鮮明など、検査証明書の記載内容等が不適切（４登録検査機関）

⑤　検査結果報告書に品種名を誤記、報告日を未記載など、検査結果の報告が不適切（２登録検査機関）

⑥　水分計の定期点検を行なっておらず、機械器具の保守点検が不適切（１登録検査機関）

⑦　内部監査を実施していない、内部監査における指摘が不十分など、内部監査の実施が不適切(5 登録検査機関)

イ　登録検査機関に対する監査

調査対象農政事務所における登録検査機関に対する平成 13 年度から 15 年度の監査の実施状況をみると、次のように監査の実施が不十分な状況がみられた。

①　監査の結果、改善指摘、指導を行なったものについて、改善報告を求めていないことから、2 年連続して同一の指摘がなされているもの（２登録検査機関）、当局が調査したところ、監査の指摘が未改善のままとなっているもの（３登録検査機関）

②　当局が 9 登録検査機関を調査した結果、改善を指摘すべき事項がみられたが、監査において指摘していない例がみられた

③　監査において不適切事項を把握し、改善指導を行なっている事項があるにもかかわらず、九州農政局にすべて「適」として報告している

ウ　登録検査機関に対する巡回指導

調査対象農政事務所における登録検査機関の検査場所に対する平成 15 年度の巡回指導の実施状況をみると、次のように巡回指導が適切に行われていない状況がみられた。

① 巡回指導を行なっていない検査場所や巡回指導が 1 回に止まっている検査場所がある（調査対象 86 検査場所中、巡回指導なしが 23 検査場所、巡回指導 1 回が 8 検査場所）

② 巡回指導に用いる巡回指導等実施野帳等は、巡回指導事項別に「適」、「不適」の状況を記録するものとなっていないため、適正な業務運営が行なわれているか判断できないものとなっている

③ 巡回指導において、登録検査機関の検査証明について年産、産地、銘柄の記載漏れ、等級証印、検査員認印の押印漏れなど農産物検査制度にかかわる重要な事項を指摘しているにもかかわらず、巡回指導の結果について、すべて「適」として報告している

〔改善所見の要旨〕

ア　九州農政局は、地方農政事務所に対し、①登録検査機関が農産物検査業務を適正に行なうよう指導すること、また、②内部監査を適切に行なうよう、内部監査の実施に必要な事項等を整理し、例えばマニュアル化を図るなどして、周知・徹底するよう指導すること。

イ　九州農政局は、地方農政事務所に対し、①監査で指摘した事項については、登録検査機関に対し指摘内容を明確に認識させ、改善状況を期限を定めて文書で報告させること、②監査にあたっては、的確、厳格に実施し、監査事項に漏れが生じないよう実施すること、③監査の結果「不適」でもあるにもかかわらず「適」の評価で報告しないことを指導すること。

ウ　九州農政局は、地方農政事務所に対し、①登録検査機関の米穀の検査場所に対する巡回指導は、農産物検査運用通知にしたがって、概ね毎年度２回以上実施すること、②巡回指導事項毎のチェックが可能なチェック表等を作成し活用するなどして、事項別の「適」、「不適」を的確にチェックし、記録すること、③巡回指導の結果「不適」でもあるにもかかわらず「適」の評価で報告しないことを指導すること。

２　ＪＡＳ法に係る食品表示の適正化

〔制度の概要〕

・　平成１１年にＪＡＳ法が改正され、消費者向けに販売される全ての飲食料品のうち、生鮮食品については平成１２年７月から原産地等の表示が、加工食品については平成１３年４月から原材料名等の表示が義務付け

・　具体的な表示事項は、飲食料品の種類に応じて規定

農産物・・・「名称」「原産地」　　　　　　　例：「○○県産たまねぎ」

水産物・・・「名称」「原産地」「解凍」「養殖」　例：「養殖　産地鹿児島　ぶり」

畜産物・・・「名称」「原産地」　　　　　　　例：「○○産○○肉」

玄米・精米・・・「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売業者等の氏名または名称,住所及び電話番号」

加工食品・・・「名称」「原材料名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造業者等の氏名または名称及び住所」

〔調査結果〕

ア　店頭における食品表示の状況

福岡県、佐賀県、大分県内の総合スーパー等の広域店舗 30 店舗の店頭で陳列、販売されている生鮮食品について、品質表示基準に基づく表示の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

①　調査対象 30 店舗のうち、陳列・販売している商品の一部に品質表示基準に基づく表示が欠落しているもの等が含まれている店舗が 21 店舗(70.0%)

なお、この 21 店舗のうち、17 店舗(81.0%)は、当局の店頭調査以前に所在地を管轄する農政事務所による平成 16 年度の生鮮食品の表示調査が実施されたことのある店舗

②　調査対象 30 店舗の生鮮食品の品質表示基準に基づく表示の状況をみると、全調査商品 9,190 点中、116 点(1.3%)が不適切。種類別にみると、水産物では 1,599 点中 44 点(2.8%)、農産物(米穀を除く)では 4,413 点中 59 点(1.3%)、米穀では 714 点中 6 点(0.8%)、畜産物では 2,464 点中 7 点(0.3%)が不適切

イ　地方農政事務所における食品表示の適正化のための一般調査

調査対象農政事務所が平成 15 年度に実施した一般調査等の実施状況は、次のとおりである。

①　一般調査の対象とする店舗について農政事務所が住所、電話番号等を把握しているものは、農林水産省が商業統計等により把握した店舗数(福岡農政事務所管内 14,473 店舗、佐賀農政事務所管内 2,604 店舗、大分農政事務所管内 3,921 店舗)に対し、福岡農政事務所は 10,477 店舗(72.4%)、佐賀農政事務所は 1,968 店舗(75.6%), 大分農政事務所は 3,216 店舗(82.0%)

②　農政事務所の生鮮食品の表示調査票等に、表示欠落商品の記載漏れ、誤記、表示欠落数の齟齬など

③　一般調査の結果、改善指導が必要な場合は、当該店舗に対し文書による指導を行い、改善報告が送付された時は速やかに、改善報告の内容確認のため再度、店舗調査を行なうとされているが、この再調査までに 1 か月半を要している例がある

〔改善所見の要旨〕

ア　九州農政局は、地方農政事務所に対し、一般調査を実施してきた店舗であっても、品質表示基準に基づく表示が欠落している等の状況もみられることから、販売業者に対する品質表示基準について、より一層、周知、指導を徹底するよう指導すること。 イ　九州農政局は、地方農政事務所に対し、①一般調査の対象となる店舗の把握に努めること、②調査票等の記録は的確に行なうこと、③改善確認のための調査は迅速に行なうことを指導すること。

3　その他、地方農政事務所の業務運営の改善

〔調査結果〕

ア　調査対象農政事務所における所掌業務の実施状況をみると、次のとおり、事業者に対する指導等が不適切なものがみられた。

①　米穀の出荷又は販売の届出事業者を 9 事業者抽出して食糧法で定められた帳簿の備付け状況を調査したところ、6 事業者において法令上記載すべき事項の一部が欠落した帳簿を備付けているなど、帳簿の不備

②　前年度くん蒸を実施した事業者の中には、農薬使用計画書を提出していない施設がみられるが、これらのくん蒸業者について、同計画書の提出予定の確認が不十分

イ　調査対象農政事務所における行政サービス改善の取組み状況をみると、一部の農政事務所で、「さわやか行政サービス推進委員会」を設置しておらず総点検を未実施、庁舎出入口のスロープの未設置などバリアフリー対策が不十分

ウ　調査対象農政事務所における物品購入契約及び業務委託契約をみると、ガソリン購入契約で予定価格の決定が不適切、価格の高い小売店と契約、日常清掃業務委託契約で競争契約を行わず随意契約、庁舎警備業務委託で、１社のみから見積書を徴収

〔改善所見の要旨〕

ア　九州農政局は、地方農政事務所に対し、①米穀の出荷又は販売の届出事業者に対し食糧法の遵守について十分な指導を行うこと、②前年度くん蒸実施した事業者で農薬使用計画書の未提出の施設について同計画書の提出予定の確認を行なうことを指導すること。 イ　九州農政局は地方農政事務所に対し、行政サービスの改善について、「さわやか行政サービス推進委員会」を設置していないところについては、同委員会を設置して総点検を実施すること、また、改善を要するものは改善計画を策定した順次改善を図るよう指導すること。 ウ　九州農政局は地方農政事務所に対し、契約業務の実施にあたって、競争契約の励行、随意契約に付す場合は、あらかじめ予定価格を定め，２社以上から見積書を徴するなど適正に行うよう指導すること。